

# 金融商品取引法等の一部を改正する法律

(21年6月17日成立・6月24日公布)

## 政令・内閣府令のポイント

信頼と活力のある金融・資本市場の構築が課題

### 市場の公正性・透明性の確保

○国際的な規制の導入・強化の動向を踏まえ、金融・資本市場の信頼性を高め、投資家保護の徹底を図るため、**信用格付業者に対する規制を導入**

- 登録制の導入
- 登録を受けた信用格付業者に対する体制整備・情報開示義務等を規定

### 利用者保護の充実

○利用者にとって、苦情処理・紛争解決が簡易・迅速・安価なものとなるよう、**金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)を創設**

- 苦情処理・紛争解決手続を実施する機関の指定等を規定

○個人顧客を相手とする証券CFD取引等の増加を踏まえ、**有価証券店頭デリバティブへの分別管理義務を導入**

- 金融機関間の取引など投資家保護に支障がないと認められるものを除き、分別管理義務の対象に

### 公正で利便性の高い市場基盤の整備

○諸外国において、取引所グループが金融商品と商品の双方を取扱うことができることを踏まえ、**経営基盤強化のため、金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れを可能に**

- 金融商品取引所による商品市場の開設や、商品取引所による金融商品市場の開設を可能とするための枠組みを整備

○市場のグローバル化に伴い、外国既発行証券の国内投資家への販売が活発化する中、投資家保護の徹底を図るため、**「有価証券の売出し」に係る開示規制の見直し**

- 有価証券の性質に応じ、法定開示・簡易な情報提供・開示免除等の開示規制を整備

➢信用格付業者による体制整備の要件として、

- ・格付プロセスの品質管理、独立性・公正性の確保  
(専門的知識・技能を有する人員の確保、格付委員会による格付決定と委員のローテーション等)
- ・利益相反防止、法令等遵守、苦情対応、監督委員会の設置等を規定

➢信用格付業者の禁止行為の細目として、担当の格付アナリストが格付対象商品の発行者等から金銭・物品を受けることの禁止等を規定

➢情報開示の対象となる格付方針等の要件・説明書類の記載事項を規定

➢無登録業者の格付を提供する際の金融商品取引業者等の説明義務として、①格付付与に用いられた方針・方法の概要、②格付の前提・意義・限界等を規定

➢紛争解決機関の指定に当たり、説明会により業務規程に係る意見聴取を実施し、業務規程に異議を有する金融機関の割合が1/3以下であることを要件として規定

➢分別管理義務の対象外となる投資家保護に支障がないと認められる取引の相手方として、具体的な金融機関等の範囲を規定

**【関連】**個人を相手とする有価証券店頭デリバティブ取引への証拠金規制の導入  
(証拠金率(対想定元本):個別株20%以上・株価指数10%以上・債券2%以上)

➢金融商品取引所の議決権保有の制限について、金融商品取引所又は商品取引所が株主となる場合の扱いを同等とする規定を整備

➢通常の法定開示が不要となる外国証券(外国国債、外国上場株券等)売出しの要件として、インターネット等により容易に価格・発行者情報が取得できること等を規定

➢その際、提供・公表される外国証券情報の提供につき、その内容(発行者情報等)・提供方法(インターネット等)を規定  
(更に、国内に十分な流通市場がある外国国債等は外国証券情報の提供も免除)